

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部社会教育課

番号 1

許認可等の内容		茅ヶ崎市立公民館の使用許可
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立公民館条例第5条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市立公民館条例第7条、第8条、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法第23条第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものについては、公民館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(3) 公民館の施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 上記(1)から(4)に該当する場合を例示すると、裏面のとおり。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成31年2月4日最終変更)

(裏)

審		
査		
基	基	準
基		①青少年の健全な育成を阻害するおそれがある使用するとき。 ②集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 ③暴力団の利益になると認められるとき。 ④当該使用により建物や付帯設備等をき損又は滅失するおそれがあるとみとめれるとき。 ⑤火器の使用又は臭気、騒音津を発生させる場合であって、これに対する対策が充分でなく、他の利用者や一般市民に影響をあたえる ⑥過去において施設の管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあるとみとめられるとき。 ⑦葬儀、告別式又は宗教上の式典その他これに類する行事として施設を使用とするとき。 ⑧申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑨その他、上記①から⑧に準ずると認められるとき。
準		